２０１５年1月２２日　学長裁定

名古屋学芸大学及び名古屋学芸大学短期大学部における
公的研究費の適正使用に関する行動規範

大学における学術研究は、国民の信頼と付託によって支えられており、公的研究費(注)の不正使用は、それを起こした研究者のみならず名古屋学芸大学及び名古屋学芸大学短期大学部の信頼を失墜するものである。このことを踏まえ、学術研究の公正性を担保し、公的研究費の適正な使用を確保するため、次のとおり研究を遂行する上での行動の規範を定める。

１．名古屋学芸大学及び名古屋学芸大学短期大学部の構成員としての誇りと自覚を持って、関係法令、規程等を遵守すること。

２．公的研究費の原資は、国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚すること。

３．公的研究費の取扱いに関する研修に積極的に参加し、関係法令をはじめ、規程等公的研究費の使用ルールの理解に努めること。

４．研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めること。

５．業者等との関係において、公的研究費の使用にあたって国民の疑惑や不信を招くおそれのないよう行動すること。

６．研究者及び事務職員は、公的資金の適正な使用を確保する上で、相互に理解を深め、密接な連携を図ること。

７．公的研究費の不正使用が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報すること。

（注）　公的研究費には、公的機関以外の外部の機関から受け入れた研究費を含む。